

第3回 長野市福祉有償運送運営協議会の概要

1 開催日時 平成21年1月19日(月)午後1時30分～午後2時30分

2 会議場所 長野市役所第二庁舎10階会議室19

3 出席者

(1) 委員 9人(1人欠席)

柳田邦男・長野市保健福祉部障害福祉課長、菅原幸三・北陸信越運輸局長野運輸支局運輸企画専門官、古沢明雄・長野市身体障害者福祉協会副理事長、鈴木雅人・NPO 長野県ハンディキャブ連絡会事務局長、小林博明・長野市社会福祉協議会地域福祉課主幹、柳澤正登・長野タクシー株式会社代表取締役社長、横田幸二・長野県タクシー協会専務理事、赤堀好政・長野第一個人タクシー協同組合理事長、綿貫政広・全国自動車交通労働組合長野地方連合会副執行委員長

(2) 事務局 5人

上野静男・障害福祉課長補佐、長野将・障害福祉課係長、高橋昌志・障害福祉課主事、野池達朗・高齢者福祉課係長、阿藤悟・高齢者福祉課主査

(3) 案件申請者 1人

小林雅治・(福)長野市社会福祉協議会地域福祉課係長

(4) 案件申請予定者 1人

挟間孝・(NPO)ヒューマンネットながの 理事

4 会議次第

(1) 開会

(2) 協議事項

社会福祉法人長野市社会福祉協議会が運送の対価として収受する金額の変更に關しての協議について

(3) 次回協議事項の事前説明

(4) 閉会

5 協議事項

■ 事務局から説明

- ・旅客から収受する対価の変更については、運輸支局への変更登録には該当しない事項であり、運輸支局へ提出する予定の書類の写し等はない。別紙の当協議会の「運送対価変更協議申請書」が関係書類となる。

- ・国土交通省が示している「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」によれば、対価の変更は、運営協議会で合意が必要な事項とされていることから、今回協議が必要となった。
- ・長野市社会福祉協議会は昨年 2 月 27 日に当協議会で有効期間の更新登録について協議しており、陸運局において平成 23 年 3 月 30 日まで有効の更新登録が済んでいることから、本日は「対価」についてのみ議題となる。
- ・「対価」変更の理由については申請者から説明していただく。

■ 申請者から説明

- ・当会での福祉有償運送、地域福祉サービスについては住民参加型であり、高齢や障害の方で日常生活で不自由を来している方に地域住民の自発的な参加により、家事援助等をしている。その事業の一環として単独で公共交通機関の利用が困難な方に対して移送サービスを行っている。
- ・市内では本部・地区合わせ 20 事業所で、移動困難者を利用会員、運転ボランティアを協力会員として登録している。
- ・平成 20 年 11 月 30 日現在、利用会員数、2,335 名、協力会員 258 人。対価については 1 回または 1 時間ごと 500 円で今までと同じ。運行に使用する車両は計 30 台。
- ・運行対価は 1 回または 1 時間以内 500 円で実施。事業開始から 20 年たつが、料金は据え置きである。現行では利用者からの 500 円は、運転ボランティアの報酬になっているので、車両の燃料代、車検料、修繕費等の経費は実施主催の地区社協の負担になっている。
- ・サービスの利用者は増え運行距離も伸びているので、運行するほど地区社協の負担が増えている。昨今ガソリンの価格が不安定になると、運転資金がなくなり、事業の継続が出来なくなる恐れもある。
- ・今回協議をお願いするのは、現在の利用料を 500 円から 600 円に値上げし、値上げの 100 円分を車両の修繕費に当てたい。それは地区社協の収入になり。それにより 19 年度ベースで運営費の 2 割程度がまかなえる見込み。
- ・料金の改定については昨年 10 月 14 日、地区社協の会長会議に値上げを諮り、承認を得ている。今後も自動車の需要は更に増えると思われ、移動困難者の足の確保は必要と思うので、事業の継続を考えると値上げはやむを得ないと考えている。

■ 質疑応答及び意見

・菅原委員

予定では 4 月 1 日からということだが、会員への周知に支障はないか。場合によっては混乱があるのでは。

・申請者

承認をいただいた時点で直ちに通知する。地区には値上げの話はしてあり、実情を

理解いただいていると考えている。

- ・古沢委員

100 円は地区社協の収入になるのか。

- ・申請者

本部でも 2 箇所行っているのでは本部に入り、それ以外は地区社協の収入。

- ・柳澤委員

走行距離が増えているということで、需要が増えているが台数は足りているのか。

- ・申請者

人口の多い更北、篠ノ井地区は 2 台で対応している。需要に対して供給は足りていないが、2 台しかないのでできる範囲で行っている。1 台目は市の補助で買えるが、2 台目からは地区の持ち出しになり、積み立て等を利用して購入。台数は増やしたいが経費がかかるので増やせない地区もある。

- ・柳澤委員

お客を移送してお金をもらうのは緑ナンバー。我々は二種免許を持って行っている。対価が半額といって安心安全に関する考え方はいかがか。

- ・申請者

私どもも一番気に掛けているところ。二種免許を持っていない人は国土交通大臣の認定した講習受講を遵守している。他に、地区単位で運転者講習を行いサービスに努めている。アルコール検知器を用意し各事業所に設置。

- ・柳澤委員

運行管理者が運行前点検等を行っても、タクシーでも事故はあるので、その辺りの心配がある。

- ・申請者

私どももプロでない一般の方が運転しているので、安全には特に注意を払う態勢作りを今後行っていきたい。

- ・横田委員

利用者が増えているということだが、基本的に有償での運送は、本来緑ナンバーで行うもの。それではよりがたい移動困難者で公共交通機関を一人では利用できない、そういう方のために最小限ということでこの有償運送は認められたもの。

最近需要が増えたので利用が伸びているということだが、タクシーも厳しい中でやっている。障害者の方が増えそれに合わせた形で需要が増えるのであれば。

- ・柳田会長代理

高齢者数は伸びている。障害者数も高齢化に合わせて伸びている。

- ・横田委員

高齢者等が増えているので、タクシー協会では高齢者や障害者に極力スムーズにご利用いただくために、毎年乗降介助の講習行っている。ヘルパーの資格を取ったり、

努力もしている。高齢者が多くなっているから今後も益々需要が多くなっていくということか。

・鈴木委員

基本的に社協は前回の協議会で更新が認められている。今日の議題は運送の対価を上げることについてである。なぜ値上げするかということは車検、維持費等に年間 50 万程かかるが補助だけでは賄えないということである。

■ 採決

- ・全委員異議なしにより、「社会福祉法人長野市社会福祉協議会」が「旅客から収受する運送の対価を変更する」ことについて、本協議会は協議が調ったものと決定した。

【次回協議事項の事前説明】

・柳田会長代理

続いて、次回協議予定の「NPO法人ヒューマンネットながの」の新規事業開始の件について、事前の協議をお願いしたい。

■ 事務局から説明

- ・申請予定案件は、長野市内を運送区域として福祉有償運送を行うという点で新規案件となるが、既に上田市を運送区域とする福祉有償運送登録がされていることから、長野市福祉有償運送運営協議会で協議が調った場合、陸運支局へは運送区域の変更登録という申請になる。
- ・陸運支局への変更登録の申請に必要な書類は、長野市での事業開始が新規であることから、新規登録と同様の書類となり、これについては陸運支局で事前に書類を確認していただいた上で、次回、本協議会へ提出していただき確認していただく。
- ・事業の概要等について申請予定者から説明していただく。

■ 申請予定者から説明

- ・当法人は配布のパンフレットのとおり、任意団体として立ち上げ、長野パラリンピックの年にNPO法人格となり 10 年になる。
- ・主な活動は、介助人を派遣するアテンダントという法人独自のサ - ビス、居宅介護支援サービスとして自立支援法にかかわるヘルパー派遣事業、タイムケア、ケアホーム、長野市の障害児の自立サポート事業と 6 つ程行っている。
- ・規模は常勤職員 12 名、非常勤役員 2 名、パートが長野と上田で 80 名。利用者は身体障害者、知的障害者、児童、精神障害者が概ね 140 名。
- ・年間の予算規模は自立支援法に基づく給付金で、8,000 万円程度の事業。80% くらいが人件費。
- ・上田の福祉有償運送は平成 19 年 10 月 1 日に登録、「北長福 52 号」で平成 23 年 3 月 31 日まで有効。丸子中心の委託事業で、透析を受けている方を病院が行っていた患

者さん輸送を 2000 年から始めていたもの。30 名ほどの利用者。

- ・長野市で事業を行うにあたり、現況で長野市の利用予定者 74 名。18 歳以上 6 割、18 歳未満 4 割。乗客名簿では身体障害者手帳所持 44 名、介護保険適応は 15 疾病該当の 65 歳以下 1 名、その他が 29 名。その他は肢体不自由とあるが手帳を持っていない、ほとんどが知的と精神の障害の方が利用予定。
- ・先ほど、国土交通大臣安全講習修了者の話があったが、セダンと福祉自動車の両方出来る人が 8 名いる。
- ・身体障害者については、私どものヘルパー利用で生活が間に合うので利用はほとんどないと思われる。知的、精神障害の方、特に児童は多い。セダンの必用等を次回に詳しく説明する。
- ・自閉症の子供や精神の障害は、介護がついていないと移送に耐えられない場合もある。現在もアテンダントのサービスでヘルパーの車のドアやミラー、ウインカーのレバー、ガラス等を壊すということがよくある。
- ・上田での運送規定は 2 キロまでが 200 円、1 キロ増すごとに 100 円。長野でも同じ料金を考えている。
- ・次回協議が調えば 4 月 1 日から実施したい。
- ・介護、福祉を利用せざるを得ない方の法的な最低限のサービスとして、採算、人件費等も合わないが対応したいということが今回の動機であるので、次回協議をお願いしたい。
- ・柳田会長代理
運転手の要件、運行管理・整備管理の体制等については、次回の協議会で陸運支局へ提出予定の書類を確認する際に協議していただくこととし、今回、知的障害者・精神障害者に限ってセダン型車両を使用する点について、重点的に御質問をお願いしたい。

■ 質疑

- ・長野で予定している車両数は。
- ・肢体不自由の方や透析患者にはセダンは使用しないのか
- ・知的障害児を学校へ送り届けることはしないのか。

■ 申請予定者から応答

- ・法人所有の車両は 3 台。ヘルパーから借上げる車両は 6、7 台。
- ・知的障害、精神障害の方の使用に限るが、ほとんどは知的障害児。
- ・養護学校への送りなどタクシー代わりに使いたいという方は断る。私たちは、放課後の児童館的なサービスをする中で、一部送迎に当たる部分があることから、今回、登録をするということである。

■ 協議事項終了